



Vol.70

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★有期雇用契約の試用期間満了時の解雇が有効とされた裁判例

本件は、学校法人である Y が、2年間の有期雇用契約（3か月の試用期間あり）を結んだ職員 X について、コミュニケーション能力の不備を理由に試用期間満了時に解雇したところ、X が賃金仮払いの仮処分等を求めて申し立てた事案です（那覇地裁令和元年11月18日決定）。結論として、裁判所は、2年間の期間限定の雇用であることを考慮しても、Y が試用期間終了をもって解雇を選択したことはやむを得ないとし、解雇に合理性、相当性が認められるとして、解雇を有効と判断しました。

1. 解雇の理由

Y が主張する解雇の理由は以下のようなものでした（予め申し上げると下記②のやり取りが本件のポイントになります）。

①X 採用後初めての学部ミーティングにおいて、X が日本語ランチテーブル（生徒が教員と日本語で話しながら昼食をとる催し）について、「食べている時に話したくない。」などと話し合い自体をはねつけるような発言をした。

②副学長及びチームリーダーと X との間で X の今後について話し合われた会議（以下「本件会議」という）において、チームリーダーは Y のコミュニ

ケーション上のトラブルについて上記①の発言をあげた。チームリーダーは、自身ほか参加者が X について失礼である、素っ気ないと感じており、X は態度を改める必要があると指導した。副学長も同様に指導した。これに対して X は、失礼か否かは主観の問題である、権力のある人から失礼だと言われたら一方的に受け入れなければならないのかなどと反論した。

③本件会議の後 X はミーティングで最低限の発言すらしようとせず、素っ気ない態度に終始した。

④X は無断で試験時期をずらしたり、勤務時間内にボランティアに参加した。

⑤このように注意指導後も、X は態度を改めず、むしろチームリーダーや同僚とのコミュニケーションを拒絶するようになってしまったのであるから、解雇は合理的かつ相当である。

（なお補足しますと、X についてはコミュニケーションスキル及び協調性への不安を理由に試用期間が3か月延長されています。）

2. 裁判所の判断

裁判所は証拠として提出された反訳をもとに本件会議でのやり取りを認定し、チームリーダー及び副学長が X の

コミュニケーション上の問題点を伝えようとしているにもかかわらず、Xは自身の問題点を省みる姿勢に乏しく、自身の意見に固執する姿勢が見てとれると判示しました。

また、本件会議でのやり取りや、Xが仮処分手続の準備書面において、失礼と言われたので発言を控えるようにしていたと主張していることから、Xがミーティングの場で最低限の発言すらしようとしなかったことや、職場で求められる最低限のコミュニケーションの域に達していなかったことを推認しました。

このような判断をもとに裁判所は、Xにコミュニケーション等の問題点があり、それが試用期間の延長によって悪化したという経過からすると、Xの改善の見込みは薄く、雇用継続されるとXのコミュニケーション上の問題によってさらに職場環境が悪化していくことが容易に想像できるとして、本件解雇を有効と判断しました。

3. まとめ

本件の争点として、有期契約期間の試用期間満了時の解雇についてどのように判断するか、という点があります。有期契約についてはご存じの通り労働契約法17条1項が「やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と定めて

おり、無期契約における解雇よりも厳しく判断されます。この点を重視して「やむを得ない事由」に準じる特別の事由が必要とする裁判例もありますが（リーディング証券事件〔東京地判平成25年1月31日、労経速2180号3頁〕）、土田教授からは批判されています。採用前には十分に把握できない労働者の適格性を判断するという試用期間の趣旨は、無期契約であっても有期契約であっても変わらないので、有期契約の場合に特別の事由を必要とするのは妥当でないと思います。

この点、本裁判所は「2年間の期間限定であることを考慮しても」と述べていますが、Yの裁量を比較的広く認めており、その判断は妥当なものといえます。むしろ私としては、このくらいの事情で解雇が有効と判断されるのかと思いました。解雇事由にあたる具体的事実としては、反訳をもとに認定した本件会議でのやり取りくらいかと思いますが、そのほかの点についても裁判所はXにコミュニケーション上の問題があったと推認しています（試用期間延長後についてはほぼ推認、想像です）。本件会議でのXの反論、反発が相当なものであり、裁判所もこの点を重視してXに改善の余地なしと判断したのだと思われます。録音や反訳といった生の事実を記録した証拠が裁判所に与える影響は大きいと改めて感じました。